

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（概要）（案）

平成 19 年 3 月

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

1．経緯

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘されている。

このため、平成 18 年 2 月に「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定され、同年 4 月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」（以下、「対策会議」という。）が設置された。

対策会議は、平成 18 年度末までに 4 回開催され、

- ・ 漂流・漂着ゴミに係る平成 19 年度予算の取りまとめ
- ・ 地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査の実施
- ・ 国及び地方公共団体の取組に関する情報交換を行うための会議の開催等を行った。

対策会議がとりまとめた、各省が実施する平成 19 年度以降の施策については、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策について、新規予算の獲得及び既存施策の拡充等が図られており、これら施策の効果的な実施により、これまで以上の対策の進展が期待される。その一方で、今後解決すべき問題も残されている。

2．漂流・漂着ゴミ問題の現状

国内の海辺の漂着物量の概算： 約 15 万トン／年
（平成 12～17 年度の漂着状況調査結果から、財団法人環日本海環境協力センターが試算）

海外由来と推察される漂着物（平成 17 年度：財団法人環日本海環境協力センター調査）

全国平均で、重量比で 6%、個数比で 2%

3 . 漂流・漂着ゴミ問題に対する国の取組の推進

(1) 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針及び関係者の責務

国としては、漂流・漂着ゴミに関し、「状況の把握」、「国際的な対応も含めた発生源対策」、「被害が著しい地域への対策」それぞれを推進していくことが必要。また、これら施策の効率的な実施にあたっては、関係省庁が連携して取り組むことが不可欠。

漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要。

実態把握及び各種対策の実施結果等を勘案し、必要な対策の拡充の検討が必要。

(2) 平成 19 年度以降の当面の施策

状況の把握

日本周辺の海上漂流物目視観測、一般市民を対象とした漂着ゴミ分類調査、予測モデルの開発等を実施する。

国際的な対応も含めた発生源対策

河川等に捨てられたゴミが海域へ漂流することを防ぐため河川管理者による監視等の施策を行う。また、関係省庁で海面に浮遊するゴミや油の回収及び予測技術の研究開発、漁業系資材のリサイクル技術の開発・推進、漁場の堆積物の除去、容器包装廃棄物の排出抑制の促進等を行う。さらに、関係国間の政策対話の推進、関連国際プロジェクトへの積極的参画等を進める。

被害が著しい地域への対策

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な漂着ゴミについて海岸管理者が緊急的に行う処理や、海岸保全区域外に大量漂着した廃棄物について市町村が行う処理等について、それぞれ国は補助を行う。また、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援する。さらに、頑張る地方応援プログラムにより漂流・漂着ゴミに関する活動等環境保全プロジェクトに取り組む地方公共団体を支援する。

海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定し、漂着ゴミの発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討し、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。また、海岸に漂着する医療系廃棄物や信号筒などの危険物に対して、海岸を常に安全に利用で

きるように適切に管理するための対応方針を策定する。また、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施する。

漂着ゴミの処理に係る技術として、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行う。

4. 今後の課題

漂流・漂着ゴミへの施策を着実に実施するとともに、施策実施の状況及びその結果について、フォローアップが必要。

国、地方公共団体、民間団体・研究者等の関係者間の連携の強化が必要。

漂流・漂着ゴミに関する様々な指摘についての整理を行い、国と地方の役割分担のもと、発生源責任を含めた支援制度の整備など抜本的な漂流・漂着ゴミの処理等にかかる体制の確立について、今後とも、検討が必要。

発生源対策として、関係省庁連携した調査の実施、一人一人が発生源とならないよう国民への情報提供及び普及啓発が必要。